

令和 7 年 3 月

第 1 回徳島市議会定例会議案

(条例議案 2)

目 次

	ページ
議案第 6 0 号 徳島市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を定めるについて	1
議案第 6 1 号 徳島市都市計画税条例の一部を改正する条例を定めるについて	4

徳島市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を定めるについて
徳島市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日提出

徳島市長 遠 藤 彰 良

徳島市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

徳島市市税賦課徴収条例（昭和 25 年徳島市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 32 条の 2 第 9 項中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

第 39 条第 2 項中「，若しくは」を「若しくは」に，「，又は」を「又は」に改める。

第 55 条中第 15 項を第 16 項とし，第 14 項を第 15 項とし，第 13 項の次に次の 1 項を加える。

14 市長は，法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については，前項の申告書の提出がなかった場合においても，マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号）第 5 条の 2 第 1 項に規定する管理組合の管理者等から法附則第 15 条の 9 の 3 第 2 項に規定する期間内に施行規則附則第 7 条第 17 項各号に掲げる書類の提出がされ，かつ，当該特定マンションが法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する要件に該当すると認められるときは，前項の規定にかかわらず，同条第 1 項の規定を適用することができる。

第 68 条第 1 号ア中「エに」を「ウ及びオに」に改め，同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め，同号エを同号オとし，同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め，同号ウを同号エとし，

同号イの次に次のように加える。

ウ 二輪のもので、総排気量が０．１２５リットル以下かつ最高出力が４．

０キロワット以下のもの 年額 ２，０００円

第７２条の２第２項第５号中「定格出力」の右に「（第６８条第１号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第７２条の３第２項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示する」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第９５条の２第２項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同条第４項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示する」に改め、同項第５号中「の番号，交付年月日及び」を「又は道路交通法第９５条の２第２項第１号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号，運転免許の年月日，運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第４項を第５項とし，第３項を第４項とし，第２項の次に次の１項を加える。

３ 前項の場合において，免許情報記録個人番号カードを提示したときは，当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第８１条の２第２項中「，又は」を「又は」に改める。

附則第６条の６第１項第１号中「，又は」を「又は」に，「全額。」を「金額。」に改める。

附則第８条の２第２３項中「附則第１５条第３７項」を「附則第１５条第３６項」に改め，同条第２４項中「附則第１５条第３８項」を「附則第１５条第３７項」に改め，同条第２５項中「附則第１５条第４１項」を「附則第１５条第４０項」に改め，同条第２６項中「附則第１５条第４２項」を「附則第１５条第４１項」に改める。

附則第14条の3第6項中「，又は」を「又は」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の徳島市市税賦課徴収条例（以下「改正後の条例」という。）第55条第14項の規定は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 改正後の条例第68条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

徳島市都市計画税条例の一部を改正する条例を定めるについて

徳島市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日提出

徳島市長 遠 藤 彰 良

徳島市都市計画税条例の一部を改正する条例

徳島市都市計画税条例（昭和 3 1 年徳島市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 号中「同条第 1 5 項」を「同条第 1 6 項」に改める。

附則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 3 7 項」を「附則第 1 5 条第 3 6 項」に改める。

附則第 5 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 3 8 項」を「附則第 1 5 条第 3 7 項」に改める。

附則第 6 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 4 2 項」を「附則第 1 5 条第 4 1 項」に改める。

附則第 1 6 項中「第 3 4 項まで、第 3 7 項、第 3 8 項、第 4 2 項若しくは第 4 5 項」を「第 3 3 項まで、第 3 6 項、第 3 7 項、第 4 1 項若しくは第 4 4 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。